

5

第5章

現状・課題

- 5.1 保存・管理の現状と課題
- 5.2 活用の現状と課題
- 5.3 整備の現状と課題
- 5.4 運営・体制の現状と課題

第5章 現状・課題

5.1 保存・管理の現状と課題

(1) 保存・管理の現状

① 史跡指定範囲

滝山城跡の文化財指定範囲は都市計画公園区域と一致しておらず、滝山公園内の土地所有区分においても、所有地のほかに民有地、八王子市所有地等が含まれている。

また、史跡指定範囲外にも、滝山城外周部の副次的な曲輪群として山の神曲輪やそこに至る曲輪群があり、これらも滝山城跡を構成する重要な要素（遺構）といわれている。

② 遺構調査

滝山城跡は国の史跡に指定されていることもあり、発掘調査による遺構の解明は進まなかったが、東京都による滝山公園の整備事業が契機となり、遺構の確認が行われている。過去に実施した遺構調査より明らかになった遺構の現状を以下に示す。

□ 中の丸南方の曲輪

昭和57年度（1982）、溝状遺構が検出された。

□ 千畳敷

昭和57年度（1982）、柱穴が確認された。その後、この柱穴は加住丘陵の関東ローム層にみられる自然な落ち込み穴であると確認された。

□ 引橋地点

昭和58年度（1983）、橋脚基礎部分で、空堀が確認された。橋台部分で、本丸側地表下110cmで敷石の通路が確認された。

□ 中の丸

昭和59年度（1984）、「中の丸」中央部で多数の柱穴が確認された。

□ 本丸虎口

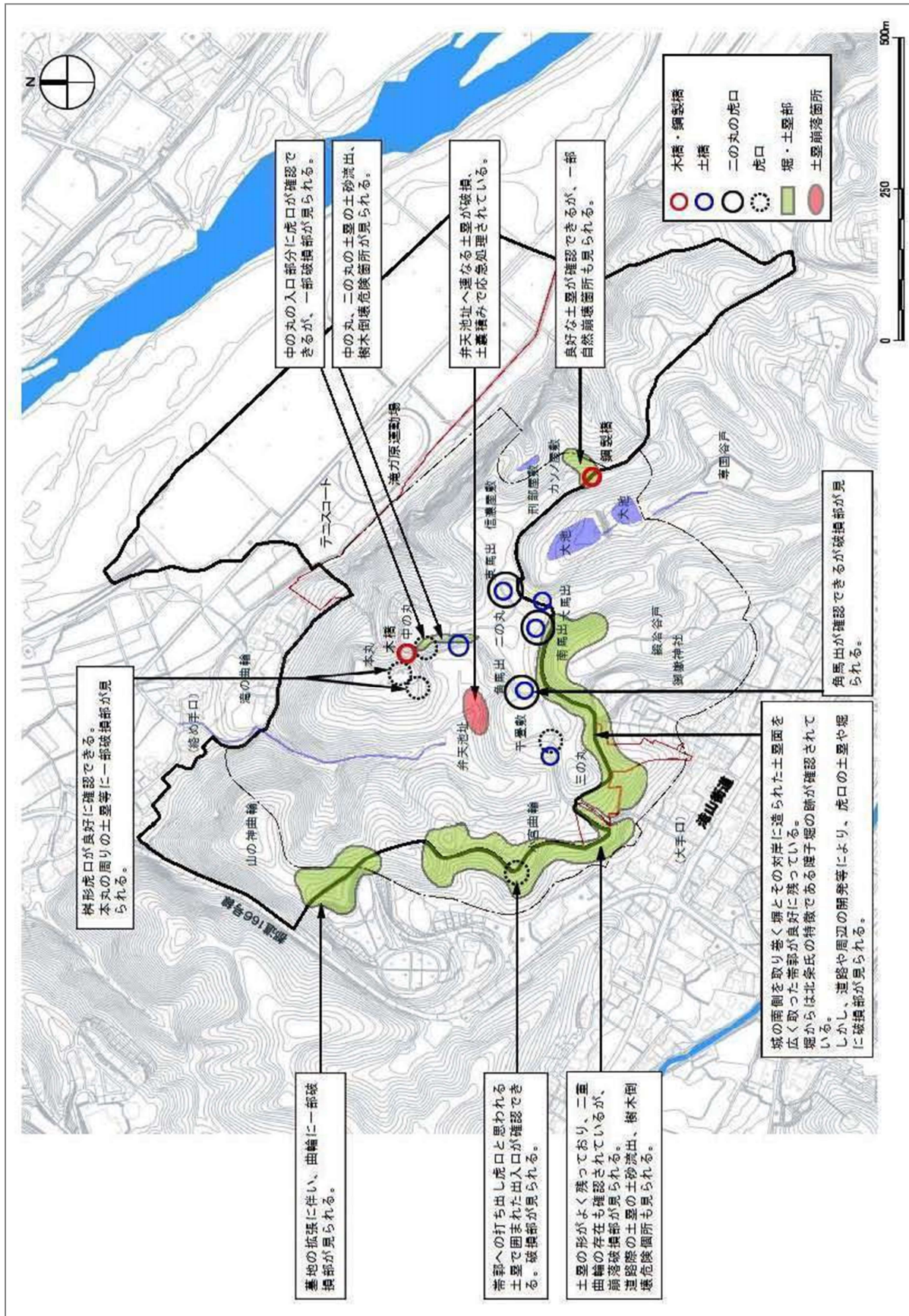
石敷きの通路が発掘された。土塁の切開調査では、版築が確認された。

出典：『新八王子市史（資料編2 中世）』p.799-806

③ 遺構の現状

遺構の現状は、令和2年度に実施した「滝山公園基本計画資料作成委託」の報告書において、以下のようにまとめられている。

- ・ 現状においても曲輪は明瞭に確認可能で、曲輪を取り囲む堀や土塁も良好に残っている。最も特徴的なものは、本丸にある2箇所虎口と、二の丸を固める3箇所の角馬出である。
- ・ 虎口は、防御と攻撃の両方の機能を備えた出入口であり、滝山城跡では本丸を守る2箇所がともに良好に残っている。敵から守りながら兵の出入れを行う馬出のうち、その形状が角張っているものが角馬出であり、滝山城跡では、二の丸を守る3箇所にあり、そのうち2箇所は良好な状態で残っているが、千畳敷に接した1箇所は破損している。
- ・ 遺構の残存状態は良好とはいえ、北側の急峻な地形の部分は明確に確認しにくいところもあるほか、部分的な破損（崩落・土砂流出等）箇所も見られる。



図：遺構現況図・破損箇所等の概況

引用：「滝山公園基本計画資料作成委託報告書」p.105



天野坂付近：土砂流出、根が露出



二の丸付近：土砂流出、根が露出



千畳敷の角馬出：馬出・土塁等消失



小宮曲輪の横堀：破損・崩落箇所あり

写真：2023年3月6日撮影

(2) 保存・管理の課題

① 史跡指定範囲

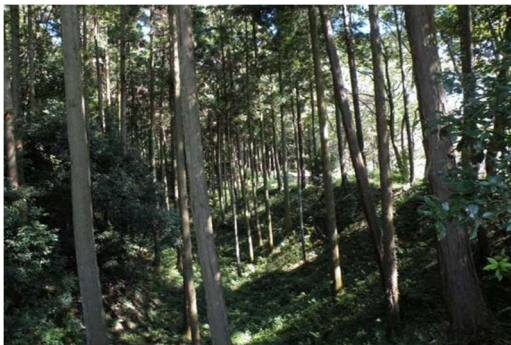
滝山城跡の国指定史跡の範囲は、都市計画公園区域に指定されている区域と、指定されていない区域がある。都市計画公園区域の中にもまだ民有地が残されていることから、今後公有地化を進めていく必要がある。

一方、都市計画公園区域外にも史跡として重要な部分が含まれているため、公園区域外で重要とされる要素（遺構）については、毀損されることのないよう文化財保護法に基づき適切に保存・管理をしていく必要がある。

また、山の神曲輪など史跡指定範囲外にも重要とされる要素（遺構）があるとされていることから、史跡指定範囲外についても再評価が必要となってくる可能性がある。

② 樹木整理・下草刈り

樹木や下草の繁茂により、遺構が隠れて遺構の形状や構造が不明瞭となっている場所がある。以下の写真のように、公園管理者や地元団体・NPOによる樹木の整理や下草刈り等の管理により、堀の形状等の遺構の状況を分かりやすく見ることができるようになっているが、時間が経過すると再び樹木や下草が繁茂してしまうため、堀や土塁等の輪郭、馬出等の構造を見やすくするための継続的な維持管理が必要である。



二の丸の景観伐採（伐採前）令和2年撮影



二の丸の景観伐採（伐採後）令和2年撮影



二の丸の景観伐採 令和5年7月撮影

③ 遺構の毀損・破損

公園管理者や地元団体・NPOによる樹木の整理や下草刈り等の管理により、堀の形状等の遺構の状況を分かりやすく見ることができるようになった一方で、遺構の一部の破損等も確認されており、破損箇所については対応が求められる。

自然災害による斜面地崩落や土砂流出による土塁や角馬出の破損が確認されており、特に池址付近の腰曲輪では崩落被害が発生しているため早期の修復が望まれる。

また、近年の大雨等により公園内で斜面地崩落等が見られ、迅速な復旧が課題となっているが、修復や整備にあたっては現在把握されている遺構の情報が十分でないため、保存修復の際には必要に応じた遺構調査を実施していく必要がある。

後章にて、保存・管理の具体方法を示すため、保存・管理の現状と課題を下表のとおり整理する。文化庁指針により、指定地全体及び個々の構成要素ごとに示す。

□指定地全体

【破損・毀損箇所の修復方針】

- ・ 遺構の一部に破損、崩落等が確認されているが遺構の修復方針が定められていない。

【限定園路】

- ・ ガイド付きのみでしか通行できない限定園路がある。
- ・ 限定園路を含む限定開園地に、法面崩落箇所や、安全上配慮が必要な場所がある。

【史跡指定地外・民有地等の取り扱い】

- ・ 史跡指定地外にある中世城郭遺構の保存措置と今後の保存・管理（山の神曲輪・搦手口等）。
- ・ 都市計画公園区域内に民有地・八王子市所有地等が点在することによる保存・管理や利用上の制約（小宮曲輪の堀、二の丸の堀等）。



大池址（民有地）



千畳敷下の池址（限定園路）

□構成要素別

<本丸>

- ・ 本丸周りの土塁やつづら折り道等の一部に破損が見られる。

<中の丸>

- ・ 入口部分の虎口の一部に破損が見られる。
- ・ 中の丸や二の丸周囲の土塁の土砂流出や樹木の倒壊危険箇所が見られる。

<二の丸>

- ・ かつての国民宿舎建設に伴う舗装道路の整備により破損された部分がある。

<千畳敷>

- ・ 角馬出の一部に破損が見られる。
- ・ かつての国民宿舎建設に伴う舗装道路の整備により破損された部分がある。

<信濃屋敷・刑部屋敷・カソノ屋敷>

- ・ 良好な土塁が確認できるが、カソノ屋敷付近に一部自然崩壊箇所が見られる。

<三の丸付近>

- ・ 園路や周辺の開発等により、虎口の土塁や堀に破損が見られる。

<池 址>

- ・ 千畳敷北・腰曲輪にて崩落が起こり、土塁が破損している。土嚢積みで応急処置が施されている。喫緊に修復方針の検討が必要である。

<小宮曲輪>

- ・ 南北に細長い曲輪で土塁の形がよく残っている。曲輪東方の一部等で崩落破損箇所が一部見られる。
- ・ 帯郭への打ち出し虎口と思われる土塁で囲まれた出入口の一部に破損が見られる（曲輪中央付近）。

<天野坂付近（登城路 A）>

- ・ 園路沿い両斜面（土塁）の土砂流出や樹木倒壊など危険箇所が見られる。

<少林寺側からの登城路（登城路 C）>

- ・ かたらいの道とも呼ばれている魅力ある散策路だが、十分活用されていない。未舗装であり、降雨等による土砂や繁茂した植物等で通行に支障が出ている。

<山の神曲輪付近>

- ・ 周辺開発（墓地の拡張）が進み、曲輪の一部に破損が見られる。

5.2 活用の現状と課題

(1) 活用の現状

① 公園としての利用

滝山公園は、多摩川の水と丘陵地の緑が連担する優れた自然の風景地であり、日常的に散策やジョギング、自然観察等に利用されている。また、クヌギ・コナラの雑木林が多くを占める中、ヤマザクラやツツジの美しい公園としても知られ、毎年花見の時期に催される滝山城跡桜まつり（滝山城跡文化協会主催）では多くの利用者で賑わう。

滝山公園は、都立小宮公園の指定管理者が管理しており、様々なイベント・催しも実践している。公園の活用面においては、地元のNPO（滝山城跡群・自然と歴史を守る会）等が主体で活動している。下草刈・伐採・枯れ枝処理により城跡の遺構を見やすくする活動を継続的に行うとともに、戦国期に築城された滝山城ならではの催し（山城ガイドツアー、戦国イベント等）や豊かな自然を満喫する自然観察会、レンジャーミニ図鑑の配布等のプログラムが実践されている。

② 観光資源としての発信

近年の来園者数の推移は、2018年度は3.6万人前後と余り変化は見られないが、2019年度は前年比でおよそ2.5倍の9.1万人に急増した。その理由として、滝山城跡が日本遺産の構成要素に認定されたことや、2017年の『続日本100名城』選定、2018年の『続日本100名城めぐりの旅』というガイド本が出版されたことで城ファンの来園を促したと想定される。2020年度は9.5千人を超え、さらに増加傾向にある。これは2021年の築城500年に向けた地域連携イベントや広報、コロナ禍での屋外ニーズの高まり等が考えられる。来園者向けの観光コンテンツとして、仮想現実の技術を使ったアプリ「AR滝山城跡」が展開されている。八王子市の公式アプリで、公園内の遺構説明板に貼られたARマーカーを読み取ると、約450年前の滝山城の様子がARで再現され、現在の風景の上に重ねて表示される仕組みである。



写真：「戦国イベント in 滝山城」（中の丸址）2022年9月11日撮影

(2) 活用の課題

① 公園としての利用

公園の利用者アンケート(平成28~31年度実施)では、滝山城跡に関して「滝山城跡」をイメージできるポイントが少ない、などの意見が得られている。園内を訪れる利用者が、往時の姿に思いを馳せることができるような滝山公園の象徴となる遺構景観を生み出していくことが、滝山城跡としてのイメージ向上にも繋がる。

公園内において、それぞれの遺構に説明板が設置されているが、公園全体における位置案内や総合解説版が不足しており、城跡の全体像の把握が困難である。

② 観光資源としての利用

平成25年度市政モニター第1回アンケート(八王子市産業振興部観光課)では、滝山城跡が国指定史跡であることを知らない人が7割弱を占めていることから、園内のガイダンスや案内が未だ十分でないことが伺える。

後章にて、活用の具体方法を示すため、活用における現状と課題を下表のとおり整理する。

□指定地全体

【案内板・解説板】

- ・ 全体における位置案内や解説が不足している。

【ルート設定】

- ・ 出入口や園内ルートが分かりづらい。
- ・ 山城のしかけが、体感として得られにくい。

【遺構景観】

- ・ 「滝山城跡」をイメージできるポイントが少ない。

【遺構(園地)名称】

- ・ 遺構名称について、現在主流の名称と古図における名称が一致していない。

【観光資源としての案内の拡充】

- ・ 国指定史跡であることのガイダンスや案内周知が不十分である。
- ・ 駐車場、ガイダンス施設がない。

【旧滝山荘】

- ・ 旧滝山荘(※)の取り扱い方針が定かではない。
※旧滝山荘は、中の丸にある建築物。昭和34年落成し、平成13年廃止された「国民宿舎滝山荘」の一部。現在は八王子市観光課の所有物で、桜まつり等のイベントや備品保管倉庫等として使用されている。

5.3 整備の現状と課題

(1) 整備の現状

滝山公園は、昭和58年度以降、都市公園として開園するため広場及び標識等の園地整備が本格的に始まり、昭和61年6月に都立公園として開園した。以降、近年の来園者の増加に合わせて遺構解説板等のサイン類の設置や便所の改築など、利便性や安全性向上のための園地整備や改修工事が行われてきている。また、開園地の拡充に伴い、園地整備も進められている。

表 主な整備工事の実施記録

時期	整備概要
昭和34年度(1959)	8月15日、国民宿舎開業
昭和58年度(1983)	都市公園として開園するための園地整備
同上	引橋の架け換え工事(本丸・中の丸)
昭和59年度(1984)	中の丸への水道管理設工事・防火用貯水槽設置工事
昭和61年度(1986)	(都立滝山公園開園)
平成4年度(1992)	園地整備工事(本丸・中の丸等、ベンチ等・解説板等)及び安全対策工事(中の丸・三の丸園路沿い、吹付工事等)
平成8年度(1996)	便所改築工事(中の丸)
平成9～12年度 (1997～2000)	園地整備工事(大手口・三の丸・二の丸・本丸・信濃屋敷・古峯が原尾根筋、舗装・縁石類・柵・簡易土留め・説明板等)及び安全対策工事(敷地北西部・擁壁工事)等
平成12年(2000)	3月31日、国民宿舎休止
平成21～23年度 (2009～2011)	園地整備工事(山の神曲輪部・他園内各所他、柵・縁台・遺構解説板等)及び安全対策工事(北斜面・擁壁工事)等
平成27～29年度 (2015～2017)	園地整備工事(山の神曲輪部・小宮曲輪他園内各所他、柵・案内規制板等)及び安全対策工事(敷地西端部・斜面安定工事等)等
令和2年度(2020)	二の丸景観伐採
令和2年度(2020)	限定開園地の整備(中の丸北斜面、池址周辺)
令和3～4年度 (2021～2)	法面改修工事(都道166号沿い)
令和4～5年度 (2022～3)	北側法面改修工事(中の丸北側法面)

参考出典：各種施工図面・工事記録等による

表 滝山城跡の整備状況（開園時期と現在の比較）

本丸址



昭和 56 年：霞神社や石碑



現在：本丸址の霞神社

引橋



昭和 56 年：改修前の引橋



現在：本丸側から中の丸方面

中の丸址



昭和 56 年：在りし日の八王子市営国民宿舎
出典「滝山公園写真集昭和 56 年 11 月」



現在：広場中央から旧滝山荘方面

千畳敷址



昭和 57 年：整備前の千畳敷址。一面の草原
出典「都立滝山自然公園写真集」



現在：休憩施設が設けられた千畳敷址

※現在の写真は、2021 年 11 月 16 日撮影

(2) 整備の課題

① 破損・崩落箇所の修復

全体的に斜面地が多いため、斜面地の崩落や土砂流出に対しては、被害を拡大させないために早期の対策が求められる。また、修復にあたっては、遺構や周囲の自然環境や景観へ配慮した工法が望まれる。土塁からの土砂流出により樹木の根が露出して倒木する危険性もあることから、破損した土塁の修復及び樹木の処理が必要である。

② 史跡内の動線

城を構成する堀、土塁、曲輪はそれぞれ関連付いたものであるが、現状の園路は遺構を周遊するようなルート設定にはなっていないため、それらの構成要素がどのようにつながり、城の役割を發揮しているのかを体感として得られにくい。

起伏に富んだ地形のため、公園内の園路は勾配が急となっているが、急勾配に加え、園路舗装の老朽化による亀裂等も重なり、歩きにくくなっている箇所も見られる。また、歩行者園路の一部に自然石舗装が見られるが、趣がある反面、特に滑りやすいため、注意が必要である。

③ 施設や案内機能の拡充

滝山公園は開園から40年以上経過しており、公園施設の老朽化も進んでいる。こうした施設の老朽化への対応とともに、施設の更新にあたっては利用者の増加や利用者層の変化を踏まえた施設規模の設定や機能の見直しが必要である。

案内看板について、現状は建設局、環境局、指定管理者の方で仮設的に設置している案内板・説明板が混在しており、現状では統一的な表記・素材・デザイン上の配慮がなされていない。歴史的な城跡遺構の景観形成の観点から統一したデザインを施すなど工夫が課題となってくる。現在の公園の各出入口も分かりづらいため、公園のエントランスとしての視認性を高めるための工夫が必要である。

④ 植生管理

史跡の保存とともに、滝山公園が有する緑豊かな自然環境を保存し、動植物の生育・生息環境を確保していくことも公園が持つ役割として重要である。この両者を保存していくために、公園内において遺構を積極的に見せていく場所、遺構保存のための最低限の植生管理に留めるエリアを明確にし、ゾーンごとに応じた目標を定め、計画的に管理を行っていく必要がある。

植生においては、近年ナラ枯れが多く発生しており、令和2年度は50本程度のナラ枯れが確認されている。昭和30年代位までは多く見られたアカマツもマツ枯れにより消失し、かつて植樹されたサクラも一部枯損が見られる。

また、成長した樹木による眺望の阻害、樹木の根による土塁や堀等の毀損も見られるため、このような樹木への対応も求められる。豊かな自然を活かした保存や整備方針の構築が必要である。

⑤ 史資料の不足

過去に実施された遺構調査が限定的で、築城関連の資料が少なく、城の構造や史実を明らかにしていくための定量的なデータが不足しているのも滝山城跡が抱える課題である。

例えば、遺構の全容を把握するためには最新の測量データから得られた地形図の情報をもとに作成した陰陽図等を活用し、測量によって明らかになった地形等の観点から、史実を考察していくことも必要と考えられる。

後章にて、整備の具体方法を示すため、整備の現状と課題を「保存のための整備」、「活用のための整備」に分けて、下表のとおり整理する。

□指定地全体

○保存のための整備

【破損・崩落箇所の修復】

- ・ 毀損箇所の修復。
- ・ 崖地崩落箇所の復旧。

【植生管理】

- ・ ナラ枯れ
- ・ 樹根による遺構の毀損。

【史実の確認】

- ・ 築城関連の史資料、定量的なデータが不足している。
- ・ 遺構調査が限定的である。

○活用のための施設整備

【史跡内の動線】

- ・ 遺構の構成要素のつながりを体感しづらい。
- ・ 遺構全体を俯瞰した総合案内がない。
- ・ 園路、転落危険箇所の安全対策。

【施設・案内機能の拡充】

- ・ 施設の仕様（素材・形・色彩等）の統一が図られていない。
- ・ エントランスが判りづらい。
- ・ 便益施設（トイレ）や、屋根付き休憩所の不足。

【植生管理】

- ・ 樹木による眺望阻害(本丸・中の丸からの展望等)
- ・ 空堀等、主要な遺構に樹木や竹等が生えていることにより、遺構景観が阻害されている。

5.4 運営・体制の現状と課題

(1) 運営・体制の現状

滝山城跡は、文化財保護法第172条の規定に基づく管理団体は指定されていない。管理団体が指定されていないため、同法第119条の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものと定められている。史跡指定範囲を含む滝山公園の大半は東京都が所有し、中の丸址の一部などは八王子市が所有し、本丸は神社が所有している。

史跡滝山城跡を含む滝山公園の日常的な維持管理については、都所有地は東京都が選定した指定管理者が行っている。八王子市所管部分は、市が管理を行っている。限定開園等公園内の一部、公園区域外の民有地の一部については、地元の市民団体やNPOが主体となって管理を行っている。また、八王子市文化財課は、史跡の文化財としての管理について、所管課等に対する指導を適宜行っている。

以上のように、史跡指定範囲を含む公園区域の運営体制は、所管ごとに分かれているのが実態である。

表 現況の体制表（1/2）

関係機関		主な管理施設	日常管理
東京都	建設局	<input type="checkbox"/> 園路広場施設 園路、階段、広場 <input type="checkbox"/> 修景施設 草地、雑木林 <input type="checkbox"/> 休養施設 パーゴラ、ベンチ、野外卓 <input type="checkbox"/> 便益施設 トイレ1棟 <input type="checkbox"/> 管理施設 人止め柵、標識類、電気設備、給水設備、ポンプ舎、排水施設、木橋、パンザマスト ※中の丸のパーゴラ、トイレ、浄化槽及び電力供給用パンザマストは八王子市との土地使用貸借契約により設置	都有地の以下については、指定管理者が実施 <ul style="list-style-type: none"> 公園の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、都民協働、自然環境保全、利用促進等） 公園施設の維持管理（植物管理、清掃、施設保守点検、設備等保守点検、補修修繕（軽微な改修を含む） 未開園地の維持管理（草刈り、樹木管理等）は、西部公園緑地事務所管理課が実施。
	環境局	<input type="checkbox"/> 滝山自然公園区域の管理施設 案内解説板、標識等	<ul style="list-style-type: none"> 滝山自然公園区域内の環境局設置の管理施設（案内解説板、標識等）の補修修繕
	教育庁	—	—
八王子市	文化財課	<input type="checkbox"/> 天野坂入口付近、金藏寺隣接地	—
	観光課	<input type="checkbox"/> 園路広場（中の丸）、旧滝山荘	<ul style="list-style-type: none"> 中の丸の維持管理（草刈り・清掃等）、旧滝山荘の施設管理（清掃、施設保守点検、補修修繕）
	道路交通部 管理課	<input type="checkbox"/> 法定外道路（赤道・青道・畦畔）	<ul style="list-style-type: none"> 法定外道路の補修・点検
	公園課	<input type="checkbox"/> 樹林地	<ul style="list-style-type: none"> 公園課所有地（加住一丁目緑地）の維持管理
地元団体・NPO			<ul style="list-style-type: none"> 都有地の一部（限定開園区域ほか）及び都市計画公園区域外の民有地の一部の草刈り等 ※西部公園緑地事務所の協定により実施 八王子市所有地の清掃等

表 現況の体制表 (2/2)

関係機関		緊急時（災害時）対応	許認可関係・法令申請関係
東京都	建設局	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園区域内の待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置は指定管理者が実施 所有地内の災害時対応の指示、災害復旧（本格復旧） 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法に基づく許認可 占用許可及び使用許可、行為の制限の解除の受付・交付及び徴収事務に限り指定管理者が実施
	環境局	—	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地保全区域内及び自然公園内での行為の制限について、届出は多摩環境事務所に對して行う。
	教育庁	<ul style="list-style-type: none"> 文化財毀損等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づく現状変更等の許可申請
八王子市	文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 文化財毀損等の確認・調査（民地で文化財包蔵地が崩落等時に調査を行う場合を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づく現状変更等の許可申請を行う。
	観光課	<ul style="list-style-type: none"> 旧滝山荘の被害調査・復旧作業 	—
	道路交通部 管理課	<ul style="list-style-type: none"> 法定外道路の被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> 道路占用許可
	公園課	<ul style="list-style-type: none"> 所有地内の被害調査・復旧作業 	—
地元団体・NPO		—	—

(2) 運営・体制の課題

運営・体制の現状で記したように、滝山城跡は、文化財保護法第172条の規定に基づく管理団体は指定されていない。所有者が当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものと定められているが、史跡指定範囲内の土地は、都有地以外にも市有地や民有地があり、日常管理も指定管理者や市、地元NPO団体等複数の主体が入って行われている。そのため、全ての関係者の間で保存・管理、活用、整備の方向性についての共通認識を持つておくこと、また滝山城跡が抱える課題や情報・取組成果について共有を密に図ることが必要である。

保存・管理、活用、整備を推進していく上では、文化財のみならず造園、土木、観光など他分野の専門的な見識が必要であり、庁内関係部局との連携、八王子市の文化財課、観光課をはじめ関係機関の連携を更に高め、地元住民の理解や協力を得ながら計画的に取り組む必要がある。